

回答自治体名： 檜葉町

担当課室： 環境防災課

※担当課室が多岐にわたる場合は取りまとめ担当のみ明記していただければ結構です。

※いただいた回答について、自治体名と担当課室名を明記した上で、後日委員に配布するとともに、環境省ホームページに掲載する予定です。

※回答欄は分量に応じて拡大してご利用ください。

※該当しない項目については空欄のまま構いません。

① 指定廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

.....

.....

.....

② 対策地域内廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

1. 原子力災害特別措置法と放射性物質汚染対処特措法との関係について

当町は政府による避難指示解除準備区域に指定され、避難生活が続いている。

これまで規制解除が実施されても、この特措法による汚染廃棄物対策地域の指定及び除染関係の地域指定は残っている。

(原子力災害特別措置法の区域の解除後、放射性物質汚染対処特措法解除告示がない場合、廃棄物処理及び除染特別地域は残ったままとなり、本当の意味での解除にはならない。)

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する御意見があればご記入をお願いします。

特措法の適用を受ける自治体では、町民や業者からの特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に関する相談や苦情、関係機関との調整など、職員が受ける影響や負担は甚大である。この救済措置を考えていただきたい。

ご協力ありがとうございました。